

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年11月15日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和3年12月1日から同月21日まで縦覧に供する。

令和3年11月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南谷上池地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三夫婦池地区	〃
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (一般) 三郎池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (一般) 上林下井地区	〃